

密集住宅市街地整備促進事業の取組について

1 事業概要

老朽住宅が密集し、道路・公園等が未整備のため震災時に多大な被害を受けると予想される地域において、防災性の向上と住環境の改善を図る。

- (1) 事業地区 谷中二・三・五丁目（28.7ha）
- (2) 事業期間 令和12年度まで（予定）
- (3) 不燃領域率 52.3%（令和6年12月末時点）
- (4) 整備概要 道路拡幅整備、不燃化建替え促進等

2 令和8年度の主な事業内容について

(1) 主要生活道路の主な取組

主要生活道路A路線において、用地の取得及び整備に向けた調査等を実施する。

※用地取得箇所 3ページ「事業箇所図」のとおり

(2) 不燃化特区制度の一部拡充について

都指定の不燃化特区について、現行の指定期間が令和7年度で終了するため、令和8～12年度の継続指定に向け、都と調整を行っているところである。整備目標である不燃領域率70%に向けて、より一層不燃化の促進を図るため、令和8年度より不燃化特区制度の一部を拡充する。

①対象地域 谷中二・三・五丁目（不燃化特区）

②拡充内容 老朽建築物除却助成の上限額

現 行	改正案
老朽建築物の解体除却費及び敷地の整地費、または国が定める除却単価に延べ面積を乗じた額の、いずれか低い額 上限1,500千円	同左 上限3,000千円

3 予算額 (案)

(1) 令和8年度予算額

歳入 43,265千円

歳出 138,840千円

(2) 令和7年度補正予算額

繰越明許費 34,853千円

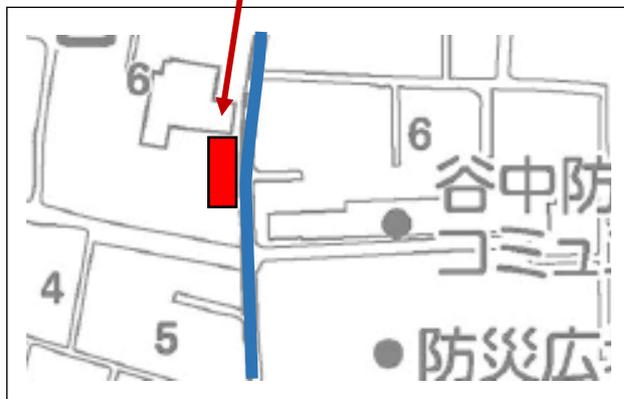
4 今後の予定

令和8年 4月 不燃化特区制度の一部拡充

6月 財産価格審議会

8月以降 土地売買契約締結等

事業箇所図



地番：谷中三丁目6番2
取得面積：約5.5㎡
物件概要：工作物

- 主要生活道路A路線
- 主要生活道路G路線
- 用地取得箇所
- 用地取得箇所 (延期実施)